

福島県立高校の男女共学化促進要因の検討

橋本紀子

はじめに

日本のジェンダー平等と平等教育の推進に関わる大きな政治情勢の変化が昨年後半に起きた。一つは言うまでもなく、民主党、社民党、国民新党による新政権の誕生である。もう一つの大きな政治情勢の変化は、日本政府の「女子差別撤廃条約実施状況第6回報告」に対する CEDAW（女子差別撤廃委員会）の最終見解が8月18日に公表されたことである。2003年の第4回・5回報告審議以来、6年ぶりの審議をふまえての報告であった。

「主要関心事項及び勧告」としては、*民法の改正（婚姻適齢の男女平等化、離婚後の女性の再婚禁止期間の廃止、選択的夫婦別氏制度の採用等）*選択議定書の批准の検討の継続 *学界の女性を含め、女性の雇用及び政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施 *教育分野における男女共同参画の更なる推進 *労働市場における男女平等を実現させるための取り組み *若年層を対象とした性の健康に関する教育の促進等々の事項があげられている。さらに、今回は2年以内に、これら勧告が着実に実施されたかという追加情報の提供を必要とするフォローアップが加えられた。その項目は、「民法の改正」と「雇用及び政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施」である。後者には、あらゆるレベルの意思決定過程への女性の参画を拡大するための数値目標とスケジュールを設定した特別措置であることが明記されている¹⁾。2003年時の勧告にもかかわらず、ジェンダー平等が一向に進展しない日本の現状に対する CEDAW の強い思いが伝わる勧告となっている。なかでも、次のような教育に関する勧告の内容が注

目される。

CEDAW は、「教育基本法が改正され男女共同参画の推進に言及した同法第5条が削除されたことを懸念する」とし、「男女共同参画の推進を教育基本法に再度取り入れることを真剣に検討するよう締約国に勧告する」としている。これは、教育基本法「改正」反対運動の最中に、筆者が主張していた論旨と全く重なるものである。当時、第5条削除の理由としてもっぱら「男女共学」制度の普及があげられていたのに対し、筆者は、この条項の意義を学習形態上の問題にのみ限局することで、5条のもつ男女平等の実質化という側面を意識的に弱める結果になったと指摘し、「男女共学ではなく、第5条『男女平等の推進』というような新しい条項の要求を対置してでも、男女共学条項のもっていた積極的な教育的価値と伝統を守る必要がある」²⁾と主張していた。CEDAW の勧告をふまえて、改めてこの主張を読むとき、現段階の私たちの運動の指針にもなりうる事を確信する。

2009年段階で全県立高校の共学化の計画もなく、男女別学が残っている地域は北関東の数県になってきているが、ジェンダー平等教育の実質化と言う点では、全国の共学高校で教育課程ばかりではなく、実際の教育場面で教材、教育方法も含め、どれほど意識的なジェンダー平等教育が実践されてきたのかを検討する必要がある。また、制度的にも東京、大阪などの大都市圏では、高校の多様化のなかで男女比率の格差を生み、男女共学制度の形骸化が進行していると指摘されて久しいが、小学校を含む学区自由化の中で東京などでは、公立小・中学校でも、学校によっては女子校化、男子校化している学校が出てきており³⁾、戦後男女共学制の

根幹を揺るがしかねない事態が出始めている。

ジェンダー平等教育を進める研究としては、学校で行われている授業や諸活動への参与観察、フィールド調査などによる研究が進んでおり、より実証的に教育とジェンダー形成の関係を明らかにしつつある⁴⁾。また、戦後の男女共学制移行期に高校生時代を送った人たちへの、質問紙による意識調査や当事者への聞き書き調査などが進められつつある⁵⁾。戦後の男女共学制が日本人の市民形成にどのような影響を与えたのかを、草の根のレベルから明らかにしていく作業は実際の人々の「生きられた歴史」を浮かび上がらせるものとなる。筆者が代表を務める科学研究費による研究(文部科学省科研費「子どものジェンダー平等意識形成と学校に関する総合的研究～戦後男女共学制の総括～」研究代表者：橋本紀子、2009-2011年度、課題番号 21330183)でも戦後男女共学制の総括として、この種の作業の必要性をあげ、現在、地道な調査研究が進められている。教育学研究室紀要7号掲載の拙稿の表1に示したように、未だ公立の別学校が多く存続しているのは北関東の数県になってきている。しかし、2002年時点でも、中国地方の山口県には男子校が6校、女子校が2校、存在しており、西日本としては珍しい現象で注目される。このように、個々には、それぞれの県内の事情による違いがあることは予想されるが、大きくは、戦後の高校教育の改革や再編成によって、男女共学制は影響されてきている。

そこで、本稿では、まず、戦後の高校教育の改革や再編成によって男女共学制はどのような影響を受けてきたのかを検討し、さらに、未だ、複数の別学公立高校を残している東北地方の宮城県、秋田県より10年ほど早く、全県立高校の男女共学化を決定し、実施してきた福島県の共学推進の背景要因として、男女共学要求運動を醸成してきた県内の子育て・教育運動や女性運動と、産業構造の変化とについて検討することにしたい。

1章 新制高校誕生後の高校教育改革の対立構造と男女共学問題

1. 新制高校の特徴

新制高校は1947年4月に、従来の複線型から、すべての国民に開かれた単線型の教育制度として出発した。通学区域ごとに1校の高校を置く、小学区制を原則としたから、必然的にその地域の両性に開かれる男女共学制と様々な学科を備える総合制が要求され、これらが、高校3原則と言われた。通学区域に関しては、教育委員会法で、「高等学校の普及と機会均等をはかるため、教育委員会規則を定めて、高等学校の通学区域を設定する」と規定された。さらに、希望者全員入学をたてまえとし、入試選抜は行わないと学校教育法施行規則59条2項で規定された⁶⁾。

しかし、50年代に入り、教育の国家支配や複線型学校体系の復活をめざす動きが急速に強まる。周知のように、政令改正諮問委員会の答申(1951年「教育制度に関する答申」)では、中学・高校を普通課程と職業課程に分離、総合制の解体、学区制の廃止や、任命制教委への移行などがあげられた。男女共学制の存続を危うくする学区制の廃止が、この時点で早くもあげられていたことが注目される。

2. 1960-70年代の高校の多様化、差別的再編成

(1) 1960年代の高校全入運動(「高校入学希望者全員無試験入学」と文部省の対応

第2次大戦後のベビーブーム期に生まれた世代が、高校進学を迎える頃、高校の増設、高校全員入学問題が持ち上がる(1962年、高校全員入学問題全国協議会結成)。これに対して、文部省は、高校の全入という方向ではなく、中学卒業後進学しようとする場合でも、能力に応じた多様な学校の創出の方向を追求するとして、1963年の文部省通達(「公立高等学校の入学選抜について」)と学校教育

法施行規則一部改正⁷⁾によって、高校に関しては、定員に満たない場合でも、適格者の選抜を行うとした。さらに、同通達では、中学区制の方向を指示、小学区制は少数をのぞいて、廃止の方向をたどる。こうして、引き続いて総合制高校の解体と単独職業高校や女子高校の復活が起きる。

しかし、その後の歴史は、急激な高校進学率の上昇に示されるような、国民の要求の前に 60 年代後半からの高校の増設があり、これに対して、教育行政は高校の多様化、つまり、差別的再編成に乗り出すことになる⁸⁾。こうして、1970 年段階での高校は、252 種類（普通 1、農業 53、工業 139、商業 20、水産 13、家庭 1、その他 11）となった。

（2）1970 年代の多様化政策をめぐる攻防と第 2 次共学化の波

1971 年の中教審答申（「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」）は、いっそうの多様化の方向を強めるとともに、「能力別編成」「入試の多様化」などを盛り込んだ。これに対して、1974 年日教組教育制度検討委員会答申「日本の教育はどうあるべきか」では、高校の準義務制の方向が打ち出される。結果的には、その後、高校全入でも準義務制でもなく、選抜が強化されてゆくことになる。

しかし、70 年代には両者の争点が国民の中に浸透し、大学区制から中学区制にもどったり、総合選抜制が一時は広がったりした。これと併せて、東北、中部地域で男女共学制への移行が進む。例えば、長野県では、中学区制（1974 年～12 通学区）の移行によって、それまで、門戸開放主義によって数パーセントの女子のみしか在学していなかった旧男子校系共学高校の男女比率が 20～30%にまで増大したこと、それと県立女子高校の男女共学化が進行したことがあげられる。ちなみに、1985 年に最後に共学化したのは、長野第一高等女学校を前身とする長野県長野西高等学校

である。宮城県の場合も、市立仙台高校の共学移行と全新設県立高校の男女共学制が進んだ。ここに、示されるように、県立高校の男女共学化を促進する要因の一つに学区制の小規模化が見て取れる。

3. 1980～90 年代の多様化政策と男女共学

文部省学校基本調査によれば、1980 年の普通学科生徒数は全国平均で 68.2%で、専門学科は 31.8%であり、東北各県の普通科生徒数は、青森 60.1%、岩手 61.3%、宮城 65.6%、秋田 62.4%、山形 56.6%、福島 60.7%である。どの県も、ジェンダー差は大きいが、福島県の場合、普通科に進む男子は 51.6%で、専門学科に進む男子は 48.4%である。女子の場合は、普通科 70.1%、専門学科 29.9%である。また、同年、農業科在籍男子が 10%以上であるのが、宮城、秋田、福島であり、工業科在籍男子が 25%以上であるのが、青森、山形、福島である。福島県の男子高校生は、この段階で、普通科に進学する男子は女子よりかなり低く、他の県より、農業科、工業科在籍者が多いという特徴が見られる。

教育政策の面では、1980 年から実施された学習指導要領で、教育内容と時間が削減され、「ゆとりの時間」が導入されたのをはじめとして、1983 年から 87 年にかけての臨時教育審議会の 4 次にあたる答申では、「個性の重視」「教育の個性化」がうたわれ、教育・学校の多様化・弾力化が提案され、その後の中高一貫校・学校選択制の導入や選択科目の拡大などの先鞭が付けられた。とりわけ、1987 年の第三次答申において「高等学校入学者選抜方法の改善」についての提言がなされている⁹⁾。これは、多様な高等学校教育の実状にあわせた入学者選抜のあり方を具体的に示したと言えるもので、入試科目、調査書、面接、実技試験などの比重の置き方は多様であってよいとされた。

90 年代にはこの路線が具体化されることになる。1997 年の文部省通達「通学区域の弾

力的運用について」によって、2000年から品川区を皮切りに、学校選択制が拡大し、1999年には学校教育法が改正され、中高一貫中等学校の設置が公式に認められた。90年代末から2000年代にかけて、東京や大阪で進行的な単位制高校や国際高校、多様な学科構成の導入などは、一部に、極端な男女比の偏りをもたらした、実質的な男女共学制の形骸化、後退をもたらしている¹⁰⁾。これに、前述のように、小・中学校にも男女比の偏りが見られ始めている。

このような、国の多様化をめざす教育政策が進められる一方で、男女雇用機会均等法（1985年）や男女共同参画社会基本法（1999年）のような男女平等施策の成立・施行があり、公立別学高校を残してきた東北地方にも、それは確実に影響を及ぼした。しかし、その実施経過には、10年ほどの開きがある。そのような違いは、なぜ、起きたのか。その点を考察する手がかりとして、次に、福島県の共学推進の背景要因について検討したい。

2章 福島県における男女平等要求と産業構造の変化への対応としての男女共学

福島県は、2003年に全ての県立高校が共学制に移行し、完全共学化を果たした。1985年の男女雇用機会均等法制定、1989年の高等学校「学習指導要領」の改訂（高校「家庭一般」、「生活技術」、「生活一般」を男女共、選択必修とする）などの男女平等社会の進展を背景に、県民の県立高校男女共学化要求が始まる。同時期に、地場産業の育成や自然環境保全などとともに、ジェンダー平等にも積極的な立場をとる佐藤栄佐久知事が就任する。この時期には、後述するような産業構造の転換への対応と生徒減少期を乗り越えることが、教育課題になっていた。筆者は、先行研究で、福島県の県立高校共学化方針が、90年代前半に問題になり、94年には、全県立高校の共学化方針が決定されたことの県内の要

因として、県内に起きた各種の共学要求運動、産業構造の転換への対応と生徒減少期を乗り越えるための方策のひとつとして職業学科の在り方と共に、男女共学の在り方を諮問した教育委員会の方針、その方針に影響を与えたと思われる佐藤知事と県庁の青少年婦人課の女性職員の存在などをあげていた¹¹⁾。これらが、うまく、かみあって、共学化方針が決定されていたことは、間違いないと思われるが、当時の福島県の産業構造や県民所得、学科構成等を視野に入れた検討は未だ不十分であった。ここでは、この点に注目して、共学化の経過を検討したい。

1. 福島県の共学制採用、実施経過—戦後直後から50年代まで

（1）新制高等学校の発足（1948年）と男女共学

新制高等学校が発足した1948年4月1日段階では、同県の県立全日制高等学校は48校、夜間高等学校4校、定時制高等学校本校31校、分校62校であった。これらの学校には、2年間に若干の統廃合が起きるが、特に、定時制高校にそれは顕著であった。

1949年の「福島県教育統計書」によれば、当時、全日制高等学校48校中、男女共学であったものは、全体の約23%にあたる11校で、男子部、女子部併置校10校を加えても、全体の約44%を占めていたに過ぎない。男女共学校の学校種別は普通科だけの高校6校、普通科と職業科のある総合制高校3校、商業科だけの商業高校2校であった。男子部、女子部併置校の多くは、農業高校や農業科に普通科も併設した総合制高校であった。この段階では、各地域にあった名門旧制中学や高等女学校系譜の高校の男女共学は見当たらない。

（2）男子校への女子の入学（1950～1954年）

これが、1950年には、白河高校、相馬高校

の普通科に女子生徒がそれぞれ、16名、6名入学している。翌51年6月13日に、6校(福島、会津、磐城、相馬、白河、安積)の男子高校校長会議が開かれ、女子生徒の入学を認める方向で話し合いがもたれ¹²⁾、翌年から1954年まで、安積高校を除く5校には女子生徒が入学している。各校10名前後の入学者が毎年あったが、県教育委員会の突然の通達(「男子高校の普通科は女子生徒の募集を停止すること」という指示)によって、1955年以降の募集を停止することになる。

＊福島の男子校は明示的ではなく、実質的男子校

この各地域の名門進学校でもある男子校における7年ばかりの不完全な男女共学の事実から導き出される重要な点は、福島県は隣の宮城県とは違って、募集要項で男子のみと明示する男子校ではなく、建前上は両性に開かれているが、実質的には男子しか入学しない男子校となっていたということである。それは、逆に、学校側や教育委員会などの方針変更によって、女子も入学しうる可能性を残していたともいえる。このために、その後も、これらの男子校に入学したいと希望し、学校に問い合わせる女子生徒と保護者がおり、男子校の門戸開放問題は、人々の意識の中に生きつづけていたと考えられる。これも、90年代前半に始まる完全共学化のための重要な条件になっていたと考えられる。

2. 県立高校の男女共学化を求める県民の要求運動

県立高校の男女共学化を求める声は、80年代後半には、有力な女性団体を中心に強まり、様々な活動が展開された。福島市では、婦人問題こんだん会が、89年に自主講座「高校男女別学を考える」を開催し、翌90年、同会総会で男女別学問題に長期的に取り組むことが決定された。この年に、県主催の「トレンドィートーク」が開催され、共学支持を示唆する知事発言がある。さらに、同年、「すべ

ての県立高校の男女共学を実現する会」が全県規模で結成され、12月には知事への陳情が行なわれた。

以下、各グループの活動の特徴についてまとめると以下のようである。

(1) 婦人問題こんだん会

弁護士渡辺和子を中心として1978年に結成され、同会の連絡先も彼女の法律事務所内にあった。90年4月の総会決定を受けて、毎月の例会で男女別学、共学問題を取り上げた他、91年7月に、講演会「男子校・女子校ってあたりまえ？」を開催、92年9月に、パネルディスカッション「高校男女共学を考えてみませんか」を開催、93年5月に、講演会「県立高校の男女共学を進めるために」を開催している。その時々採択したアピール文を、学校教育審議会委員や県関係機関へ送付するなどの精力的な活動が行なわれた。

90年11月20日の例会も、講師3人による別学、共学問題の学習討議であった。そのタイトルは、渡辺八重子「共学になったばかりの高校の状況」、今野ひろみ「共学・別学両方の体験から」、佐藤淑子「中学校の進路指導について」である。佐藤淑子は福島高等女学校出身の中学校の教師で、渡辺と共に、この会のリーダー的存在であった。会報「婦人問題こんだん会だより」が発行されていて、会員に郵送されているほか、この例会の資料、例えば「中学校の進路指導について男子と女子で指導に違いはあるか」(佐藤淑子)なども同封されていたりした¹³⁾。この会は、会員に教師がいたこともあって、学校現場の共学、別学の実態や進路選択をめぐる親の希望と子どもの学力の実態など、具体的な事例を検討しながら、論議が深められていたようである。

この会には、県庁や会社に勤務する転勤族の人たちも多く集まってきており、進路に関しては、娘を持つ親が中心になって県立高校の別学を問題にし、学校教育審議会への圧力も兼ねて、パネルディスカッションが行なわ

れたりした。これは、テレビなどマスコミでも報道された。

* いきいき共育ネットワークの発足

この会のメンバーと一部重なりながら、佐藤淑子、渡辺和子、遠藤美也子等を中心に 92 年 11 月に「いきいき共育ネットワーク—子どもの権利と父母の教育権を考える会」が結成されている。大都市圏の共学出身者である親たちにとっては、男子の丸刈りなどは、特に驚きで、発足時の課題は、丸刈りや校内暴力、いじめなど学校の荒れについてであった。この会には、転勤族だけではなく、地元商店街の親たちも参加していた¹⁴⁾。このような、広がり全体として、男女共学化を後押しした可能性がある。

(2) すべての県立高校の男女共学を実現する会

「すべての県立高校の男女共学を実現する会」は、福島県婦人団体連合会（会長山本ナカ）に結集している 31 団体を基盤に 1990 年 11 月に結成された。代表委員は、太田緑子、山本ナカ、高田琴子である。福島県を 5 ブロックに分け、それぞれ推進委員を置くなど、全県的な組織であった。別学女子高等学校出身でその同窓会に影響をもつ者も多く、男女共学推進に与えた影響力は絶大であったと言われる。第 1 回目の知事への陳情書は、90 年 12 月に提出したが、以後、毎年、行なわれた。さらに、5 ブロックごとに、講演会等の啓発事業が地域住民向けに行なわれた。地道な活動だが、特に、各地の女性たちに与えた影響は大きかった。

前者のグループの担い手の多くが、転勤族も含む都市新中間層であった¹⁵⁾のに対し、後者は伝統的な福島県婦人団体連合会を基盤に結成された全県的な会で、農村部も含む様々な階層に依拠した団体であったというように、性格の大きく異なる女性団体であるが、共通の目標に向かって、それぞれの分野で活動したことにより、大きな力が発揮されたと

考えられる。とりわけ、後者には、共学化の対象となっている県内の名門女子高等学校出身者が多く、共学化の方向で同窓会等にも働きかけたことが、県民の共学要求の盛り上がり大きな影響を与えたと思われる。

このような県内の共学要求運動を背景に、福島県学校教育審議会は、県教育委員会の諮問「生徒減少期における高等学校教育の在り方について—一高等学校の質的向上を目指して—」（諮問事項：①高等学校の適正規模・適正配置、及び学級編成の基準について②職業学科の在り方について③男女共学の在り方について）に対して、1993 年 6 月 15 日に全県立高校の男女共学制への移行を決定した¹⁶⁾。前号の論文でも述べように、この答申は、共学移行対象校数を明記し、早急に、遂次共学校化を進めるとしたことで、県立高校の完全共学化の路線が敷かれたことを意味した。この答申に基づいて、1994 年の富岡高校を皮切りに、2003 年までの 10 年間に順次共学化が進められていき、2005 年にはすべての県立高校が完全な男女共学となった。

また、もう一つの共学化推進要因は、諮問事項「職業学科の在り方について」の答申にも述べられていた、産業構造上の変化に対応させた学科の配置が必要と言わせるほどの産業構造上の変化である。次に、その点について述べたい。

3. 第 1 次産業の激減と県民所得の低さ

1990 年の福島県の産業別就業者数は、第 1 次産業 14. 2%、第 2 次産業 36. 7%、第 3 次産業 49. 0%で、1975 年段階のそれぞれ、28. 2%、29. 3%、42. 2%と比べると、第 1 次産業の激減が著しく、農業従事者の生活の急激な変化が推測される。前述の福島調査で行った学校参与観察、聞き書き調査によれば、県民所得が低いため、ほとんど専業主婦にはならず、岩瀬農業などでは家政科は必要がなくなっていたといわれるほどである。事実、90 年に新規高卒後、農林・漁業に就職し

たものは、就職者 12797 人中、たったの 11 人で全体の 0.08%をしめるだけであった。製造業が 56%で最も多く、次が卸売・小売業・飲食店 (20%)、サービス業 (14%) である。その後、サービス業の方が卸売・小売業より多くなる以外、基本的にこの傾向は続く。同年の高校の学科別生徒数の構成はというと、普通科が 59.9%、工業 15.8%、商業 12.5%、農業 4.9%、家庭 3.6%などであった。このように、各産業の就業者総数ではなく、高卒新規採用者に視点を当ててみた場合、高校の学科別生徒数と現実とのギャップはより、明らかになる。学科別生徒数の割合は、2000 年になっても、家庭科が 1.7%と極端に減少した以外は、同傾向が続いている。さらに、県内就職が 71.1%で県外就職が 28.9%である。同県内には、電気機械器具製造業などに比較的大口の求人があり、高卒後県内で就職し、生活する若者が多い。その傾向は、少子化のなかでいっそう強まり、2006 年には県内就職者が 80.9%にもなっている。

また、90 年の同県の県民所得は約 5 兆 3 千億円で、6 兆円を超えたのは 96 年になってからのことである。さらに、93 年の一人あたり県民所得は、267 万 8 千円で、国を 100 とした場合の格差は 89.7%であった。これは、90 年代末になって 95%ぐらいの格差に縮まるが、依然として、県民所得の低さは続いている¹⁷⁾。

このような、県内における産業構造の急激な変化と、県民所得の低さが、女子生徒とその保護者にも経済的自立を果たすための大学進学と東京など大都市圏への移動を希望させていた側面がある。さらには、女子も進学のために学力競争に参入していたということである。前号の論文で述べたように、この時期に県が取り組んだ重要な教育政策の一つは、学力向上対策事業で、福島県は、東北諸県の中でも学力向上対策事業に力を入れており、それだけ、県民からの進学圧力が強かったのではないかと推測される。

しかし、学力向上が進学率アップの鍵とはいえ、依然として親の学歴と職業、収入が生徒の進学を左右する一大要因であった。90 年の福島県の進学率は 23.6%であり、東北 6 県の中では、宮城県 (23.7%) に次いで高いが、全国平均の 30.6%よりは 7%も下回っていた¹⁸⁾。この閉じられた競争に、福島県の親たちの一部は 80 年代後半、女子生徒も参加させていったと思われる。このような、多くの女子が学力競争に対等に参加してくる状況を背景に、県立高校の男女共学化が政策日程に上ってきたとも考えられる。女子の進学理由である「将来、経済的に自立したいから」、「何らかの資格を取得したいから」などは、理由のなかでも大きな位置を占めるが、一般的な男女平等意識からの進学要求というよりは、経済面、生活面に規定されての要求であったとみられる。

しかし、この点に関する福島県と宮城県、秋田県との比較調査を行わなければ、これらの理由が福島県に固有のものであるかどうかは確定できない。同じ県民所得の低さから、1950-60 年代に大量の中卒者を首都圏に集団就職させた秋田県について検討するなら、大学進学のために有利な高校として、元男子校系譜の学校に多くの女子が進学したいと考えるようになる時期に違いが出てくる可能性がある。さらに、県内に一定数の大学や企業が存在している宮城県はもっと多くの違った側面をもっている。現在、他の 2 県と比べ、相違点として考えられるのは、福島県がより首都圏に近いという点である。そのことが、同県の男女平等的な文化の受容に関係するのかわくとも含めて、今後も、より多面的な調査が必要とされる。

おわりに

以上のように、新自由主義的な高校再編のなかで、高校 3 原則の一つであった、男女共学制は、学校単位では、圧倒的に男女共学になっていても、男女平等と男女平等をすす

める教育という視点から、学科構成とそこでの男女比率、教育目的、教科外活動を含む教育実践などを検討したとき、未だ、多くの課題が見出される。事実、東北、北関東諸県の公立高校共学問題を検討した結果でも、男女共学への移行は必ずしも男女平等の視点から行われているとは限らず、少子化による学校統廃合の結果としても登場していた。全国公立高校の大部分が男女共学となった今、改めて、既存の共学高校も含めて、共学高校の教育が男女両性の自立と平等を真に促進するものになっているのかという点での検討が必要になっている。福島の共学要求運動を支えた層の一つは転勤族も含む都市新中間層であり、彼らの子ども観や子育て観は自由で平等的な教育を求めるものであった。もう一つは伝統的な福島県婦人団体連合会を基盤に結成された全県的な会で、農村部も含む様々な階層に依拠した団体であったが、全県の女性たちには最も影響力があった。これらがうまくかみ合って、男女共学化が促進されていったことになる。筆者等の参加する科研費による共同研究のうち、歴史的なアプローチを試みているグループの調査は、まだ、始まったばかりであるが、ジェンダー平等の視点から、全国の高校の教育目的、教育課程、授業内容、教材、進路指導等を歴史的に検討することによって、現在の到達点と、今後の課題がより具体的に明らかになるだろう。

- 1) 『(仮訳) 女子差別撤廃委員会の最終見解』女子差別撤廃委員会、第44会期、2009年7月20日－8月7日 (未編集アドバンス版) p.6
- 2) 橋本紀子「なぜ、男女共学条項は削除されたのか」『クレスコ』7月号(大月書店、2006年) p.21
- 3) 「男女共学制下のジェンダー平等教育－北関東を中心に－」『2008年度日本教育学会関東地区研究活動報告書』2009年8月 p.48
- 4) 『われら新制高校生－戦後教育の原点を検

証する－』教育の明日を考える会編、かもがわ出版 1999年参照

- 5) 橋本紀子「日本国憲法と教育基本法下のジェンダー平等教育－学校教育を中心に」『ジェンダー視点から戦後史を読む』米田佐代子他編、大月書店 2009年参照
- 6) 学校教育法施行規則第59条2項では、「入学志願者数が、入学定員を超過した場合には、入学者の選抜を行うことができる」とある。
- 7) 学校教育法施行規則第50条では、「学力検査は、特別な事情のあるときは、これを行わないことができる」とある。
- 8) 当時の多様化政策は、1966年「後期中等教育の拡充整備に向けて」中教審や1967、68年理産審による学科の多様化政策等に見られる。
- 9) 「高等学校教育は、個性、能力等が異なる生徒に対して多様な教育の機会を提供するため、各学校の個性化・特色化を推進する必要がある。このため、高等学校の入学者選抜方法は、各都道府県においてその実状に応じ、選抜方法・選抜基準の多様化・個性化を図る」
- 10) 橋本紀子、吉村れい子「男女共学制度の現状と課題」『ジェンダーと教育の現在』民主教育研究所年報、2004年
- 11) 橋本紀子「福島県立高校の全校共学化に関する史的研究」『男女共同参画社会における男女共学化、共修化の研究』2006年6月、科学研究費補助金〔基盤研究(B) (1)〕研究成果報告書、課題番号 15310174 研究代表者 佐藤和夫(千葉大学教育学部教授)
- 12) 『福高八十年史』(1978年)、p.139. この経緯については、武藤八重子「福島県における高校男女共学の系譜－男子校に入学した女子生徒－」『福島大学教育学部論集』第52号に詳しい。
- 13) 今野博美氏より入手の資料。
- 14) 前掲科学研究費の研究の一環として、2004年7月11日に佐藤淑子氏、今野博美氏などに対して行った聞き書き調査より。
- 15) 今野博美氏より入手した当時の会員名簿より判断。
- 16) この審議会の審議経過等については、武藤八重子「福島県における県立高校共学化への活動」『福島大学地域創造』第15巻1号、2003年9月、P14に詳しい。なお、武藤、前掲書では、教育委員会は諮問はした

ものの完全共学化の方向も学校審議会の議論に委ねるという姿勢のようであり、完全共学化を遂げるためには、女性団体の要求運動が必須であったと、その活動を高く評価している。

17) この箇所で使用した統計数字は、『福島県統計年鑑』福島県統計調査課、1991、1995、2000、2005年版と『学校基本調査報告書』福島県企画開発部統計課（途中で、統計調査課や企画調整部情報統計領域と変更されている）、1970年～2006年版による。

18) 前掲、『学校基本調査報告書』福島県統計調査課、1990年版より。